		日号外	ページ
一八一六	農薬を登録した件	二一	一七
一八一九	農薬を再登録した件	二一 205	一七
一八二〇	保安林の指定をする件	二二	六
一八三一	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件	二六	六
一八三四	保安林の指定をする件	二六	六
一八四二	保安林の指定施業要件を変更する件	二六	八
一八四五	種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件	二六 207	六
一八四六	保安林の指定をする件	二七	三
一八四八	保安林の指定を解除する件	二七	四
一八五六	保安林の指定施業要件を変更する件	二七	四
一八六四	粗糖の平均輸入価格等を定めた件	二八	三
一八六五	家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を定める件	二八	四
一八六六	独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十三事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件	二八	四
一八六七	保安林の指定をする件	二九	五
一八七二	保安林の指定を解除する件	二九	六
一八七三	保安林の指定施業要件を変更する件	三〇	五
一八七七	平成二十三砂糖年度に係る砂糖調整基準価格等を定めた件	三〇 212	三七
一八八〇	平成二十三でん粉年度に係るでん粉調整基準価格等を定めた件	三〇 212	三七
一八九三	平成二十三砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を定めた件	三〇 212	三七
一八九四	平成二十三でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件	三〇 212	三八
二	**○農林水産省、国土交通省、環境省** 地域連携保全活動の促進に関する基本方針を定める件	三〇 212	三八
二	**○農林水産省、環境省** 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件	七 二八 209	六 二
三	〃 南アルプス国立公園における生態系維持回復事業計画の策定に係る件	三〇 212	四三
一八六	**○経済産業省** 電気用品安全法第三十四条の規定による届出があった件	一	六
一八七	使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等の一部を改正する告示	五	四
一八八	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による激甚災害に関し定めた件	九	五
一八九	外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等の一部を改正する件	九	五
一九〇	外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件	九 特45	三
一九一	電気事業法施行規則第九十一条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示の一部を改正する件	九 特45	三
一九二	高圧ガス保安法第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件	一二	五
一九三	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件	一三	六
一九四	中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件	一六	九
一九五	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件	二一	八
一九六	中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件	二六	八
一九七	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件	二六	九
一九八	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に関し定めた件	二六	九
一九九	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、シンガポール共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	二六 207	七
二〇〇	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、万国郵便連合の標章を指定した件	二六 207	八
二〇一	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界観光機関の標章を指定した件	二六 207	八
二〇二	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、ペルー共和国の記章及び紋章を指定した件	二六 207	九
二〇三	商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、ラトビア共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件	二六 207	一一